

令和5年度

予 算 総 会

と き 令和6年3月15日（金）
10時00分～

と ころ 市役所本庁舎6階 第5会議室

一般社団法人鳥取市緑花協会

予 算 総 会 日 程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人選出

4 決議事項

議案第1号 令和6年度一般社団法人鳥取市緑花協会事業計画の承認について

議案第2号 令和6年度一般社団法人鳥取市緑花協会収支予算の承認について

5 その他

6 閉 会

議案第1号

令和6年度一般社団法人鳥取市緑花協会事業計画の承認について

令和6年度一般社団法人鳥取市緑花協会事業計画（案）

花とみどりを育て豊かでうるおいのあるまちづくりを進めるため、緑化意識の高揚を図るとともに緑化事業を強力に推進する。

1 組織の強化

新規会員の加入促進に努める。

2 緑化事業の推進

- (1) 花苗、球根及び苗木を、鳥取市花のまつり及び木のまつりで市民にプレゼントする。
- (2) 会員、公民館、小・中・義務教育学校及び保育園等へ花苗、球根、苗木及び種子の斡旋を行い、一部助成する。
- (3) 会員、公民館、小・中・義務教育学校及び保育園等を対象として、花だんコンクールを開催する。
- (4) 子どもの出生記念として、お祝いの苗木及びプリザーブドフラワーをプレゼントする。
- (5) 花づくり講習会を開催する。

3 広報活動の推進

- (1) 市報、チラシ及びホームページ等により広報活動を行い、緑化活動の推進を図る。

令和6年度一般社団法人鳥取市緑花協会事業内容（案）

令和6年

| | |
|-------|--|
| 4月29日 | 鳥取市花のまつり参加、花苗及び球根無料配布 花づくり講習会の開催（出展） |
| 5月 | 監査の実施 令和5年度事業報告及び決算について |
| 6月上旬 | 理事会の開催 （1）会長及び副会長の職務執行状況の報告 （2）第12回通常総会の日程及び総会に付議する議案の決議 |
| 6月中旬 | 第50回花だんコンクールの募集開始 |
| 6月下旬 | 第12回通常総会の開催 （1）令和5年度事業報告及び収支決算の承認 （2）役員を選任 理事会の開催 （1）会長及び副会長の選定 |
| 9月 | 秋植花苗、球根、苗木及び種子の斡旋 会員、公民館、小・中・義務教育学校及び保育園等を対象として実施 |
| 10月上旬 | 第50回花だんコンクールの実施 ○一般部門 ○ナチュラルガーデン部門 *鳥取市市民運動推進協議会と共催し、プランターコンクールも同時に実施予定 |
| 11月上旬 | 第50回花だんコンクール表彰式 最優秀賞及び優秀賞の各団体に賞状と記念品を贈呈 |
| 11月3日 | 鳥取市木のまつりに参加、苗木無料配布 |
| 12月 | 会員に鉢花を配付 |

令和7年

| | |
|------|--|
| 1月 | 春植花苗、球根、苗木及び種子の斡旋 会員、公民館、小・中・義務教育学校及び保育園等を対象として実施 |
| 2月下旬 | 理事会の開催 (1) 会長及び副会長の職務執行状況の報告 (2) 予算総会の日程及び総会に付議する議案の決議 |
| 3月中旬 | 予算総会の開催 (1) 令和7年度事業計画及び収支予算の承認 |

| | |
|----|---|
| 年間 | 出生記念プレゼント 子どもの出生記念として、お祝いの苗木及びプリザーブドフラワーをプレゼント |
|----|---|

令和6年度 鳥取市緑化協会収支予算 (案)

(単位:円)

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 | 備考 |
|-----------------|-----------|-------------|-----------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| 受取入会金 | | | | |
| 受取入会金 | 0 | 0 | 0 | @10,000円×0件 |
| 受取会費 | | | | |
| 受取会費 | 1,420,000 | 1,450,000 | △ 30,000 | @10,000円×142口 |
| 事業収益 | | | | |
| 幹旋事業 | 450,000 | 450,000 | 0 | |
| 花づくり講習会事業 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 雑収益 | | | | |
| 受取利息 | 1,000 | 1,000 | 0 | |
| 経常収益計 | 1,921,000 | 1,951,000 | △ 30,000 | |
| (2) 経常費用 | | | | |
| 事業費 | | | | |
| 幹旋事業費 | 900,000 | 800,000 | 100,000 | |
| 緑化推進事業費 | 1,400,000 | 2,200,000 | △ 800,000 | |
| 花と木の無償配布 | 500,000 | 1,000,000 | △ 500,000 | |
| 〃 (愛護のつどい関連) | 0 | 0 | 0 | |
| 花だんコンクール | 150,000 | 220,000 | △ 70,000 | |
| 花づくり講習会 | 100,000 | 350,000 | △ 250,000 | |
| 会員配付 | 250,000 | 200,000 | 50,000 | |
| 出生記念樹 | 400,000 | 430,000 | △ 30,000 | |
| その他業務費 | 20,000 | 20,000 | 0 | |
| 管理費 | | | | |
| 一般管理費 | 170,000 | 170,000 | 0 | |
| 会議費 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 事務費 | 120,000 | 120,000 | 0 | |
| 予備費 | 1,000 | 1,000 | 0 | |
| 未収金不納欠損額 | 0 | 0 | 0 | |
| 経常費用計 | 2,491,000 | 3,191,000 | △ 700,000 | |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 570,000 | △ 1,240,000 | 670,000 | |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常増減額 | △ 570,000 | △ 1,240,000 | 670,000 | |
| 2. 経常外増減の部 | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 570,000 | △ 1,240,000 | | |
| 一般正味財産期首残高 | 2,821,190 | 2,690,208 | 130,982 | |
| 一般正味財産期末残高 | 2,251,190 | 1,450,208 | 800,982 | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 | |
| III 正味財産期末残高 | 2,251,190 | 1,450,208 | 800,982 | |

令和6年度 収支予算書内訳表（案）

（単位：円）

| 科目 | 公益目的事業会計 | | | その他会計 | 法人会計 | 合計 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|
| | 継1（幹旋） | 継2（無償配布） | 小計 | | | |
| I 一般正味財産増減の部 | | | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | | | |
| （1）経常収益 | | | | | | |
| 受取入会金 | | | | | 0 | 0 |
| 受取会費 | | | | | 1,420,000 | 1,420,000 |
| 事業収益 | | | | | | |
| 幹旋事業 | 450,000 | | 450,000 | | | 450,000 |
| 花づくり講習会事業 | | | | | 50,000 | 50,000 |
| 雑収益 | | | | | 1,000 | 1,000 |
| 受取利息 | | | | | 1,000 | 1,000 |
| 経常収益計 | 450,000 | 0 | 450,000 | 0 | 1,471,000 | 1,921,000 |
| （2）経常費用 | | | | | | |
| 事業費 | | | | | | |
| 幹旋事業費 | 900,000 | | 900,000 | | | 900,000 |
| 緑化推進事業費 | | 500,000 | 500,000 | | 900,000 | 1,400,000 |
| 花と木の無償配布 | | 500,000 | 500,000 | | | 500,000 |
| 〃（愛護のつどい関連） | | 0 | 0 | | | 0 |
| 花だんコンクール | | | | | 150,000 | 150,000 |
| 花づくり講習会 | | | | | 100,000 | 100,000 |
| 会員配付 | | | | | 250,000 | 250,000 |
| 出生記念樹 | | | | | 400,000 | 400,000 |
| その他業務費 | | | | | 20,000 | 20,000 |
| 管理費 | | | | | | |
| 一般管理費 | | | | | 170,000 | 170,000 |
| 会議費 | | | | | 50,000 | 50,000 |
| 事務費 | | | | | 120,000 | 120,000 |
| 予備費 | | | | | 1,000 | 1,000 |
| 未収金不納欠損額 | | | | | 0 | 0 |
| 経常費用計 | 900,000 | 500,000 | 1,400,000 | 0 | 1,091,000 | 2,491,000 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 450,000 | △ 500,000 | △ 950,000 | 0 | 380,000 | △ 570,000 |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | △ 450,000 | △ 500,000 | △ 950,000 | 0 | 380,000 | △ 570,000 |
| 2. 経常外増減の部 | | | | | | |
| （1）経常外収益 | | | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| （2）経常外費用 | | | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 450,000 | △ 500,000 | △ 950,000 | 0 | 380,000 | △ 570,000 |
| 一般正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,821,190 | 2,821,190 |
| 一般正味財産期末残高 | △ 450,000 | △ 500,000 | △ 950,000 | 0 | 3,201,190 | 2,251,190 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | △ 450,000 | △ 500,000 | △ 950,000 | 0 | 3,201,190 | 2,251,190 |

一般社団法人 鳥取市緑花協会会員名簿

R5.12.1現在 (50音順)

| | 氏名又は名称 | 口数 | 住 所 |
|----|---------------------|----|---------------|
| 1 | アイコンヤマト 株式会社 | 1 | 国府町分上三丁目313 |
| 2 | 株式会社 愛進堂 | 1 | 商栄町221-1 |
| 3 | アサヒコンサルタント 株式会社 | 1 | 千代水四丁目28 |
| 4 | 株式会社 アサヒメッキ | 1 | 南栄町 1 |
| 5 | 因幡環境整備 株式会社 | 1 | 用瀬町美成323-1 |
| 6 | 株式会社 岩田兼商店 | 1 | 本町二丁目221 |
| 7 | 株式会社エヌケーシー | 1 | 戎町471 |
| 8 | えびす本郷 株式会社 | 1 | 商栄町203-24 |
| 9 | 株式会社 遠藤農園 | 1 | 八頭郡八頭町安井宿1093 |
| 10 | 大鳥機工 株式会社 | 1 | 南栄町19 |
| 11 | オリイ精機 株式会社 | 1 | 若葉台南七丁目4-3 |
| 12 | 株式会社 懸樋工務店 | 1 | 桂見573 |
| 13 | 株式会社 桂設計事務所 | 1 | 立川町二丁目325 |
| 14 | 有限会社 亀井堂 | 1 | 徳尾122 |
| 15 | 株式会社 小池塗料店 | 1 | 安長449-5 |
| 16 | 株式会社 興洋工務店 | 1 | 岩吉130-3 |
| 17 | 公立大学法人 公立鳥取環境大学 | 1 | 若葉台北一丁目1番1号 |
| 18 | こくみん共済C O O P鳥取推進本部 | 1 | 扇町14 |
| 19 | 株式会社 コクヨMVP | 1 | 湖山町南二丁目201 |
| 20 | 株式会社 KODANIきっぺい | 1 | 徳尾399-2 |
| 21 | 株式会社 山陰合同銀行 鳥取営業部 | 3 | 栄町402 |
| 22 | 三協建機 株式会社 | 1 | 南栄町 9 |
| 23 | 株式会社 三協商会 | 1 | 南吉方一丁目47 |
| 24 | 株式会社 サンマート | 1 | 湖山町東二丁目133 |
| 25 | サンユウ技研工業 株式会社 | 1 | 商栄町409-13 |
| 26 | 三洋重機 株式会社 | 1 | 湖山町東二丁目237 |
| 27 | 三和商事 株式会社 | 1 | 千代水一丁目22-2 |
| 28 | サンワールド株式会社 | 1 | 古海23 |
| 29 | 株式会社 島根銀行 鳥取支店 | 1 | 興南町1-2 |
| 30 | 白木屋種苗 株式会社 | 3 | 瓦町516 |

| | | | |
|----|----------------------------------|---|-------------------|
| 31 | 総合印刷出版 株式会社 | 1 | 西町一丁目215 |
| 32 | 株式会社 相互物産 | 1 | 千代水四丁目99 |
| 33 | 株式会社 ソルコム 鳥取支店 | 1 | 岩吉166-2 |
| 34 | 株式会社 大幸電設 鳥取営業所 | 1 | 西町4丁目105 |
| 35 | 株式会社 大真空 鳥取事業所 | 1 | 若葉台南七丁目3-21 |
| 36 | 大宝工業 株式会社 関西カンパニー鳥取工場 | 1 | 高住158 |
| 37 | 有限会社 大文字広告社 | 1 | 南町436 |
| 38 | 大和建设 株式会社 | 1 | 天神町5-2 |
| 39 | 株式会社 田中造園土木 | 1 | 国府町宮下1130 |
| 40 | 株式会社 谷尾樹楽園 | 3 | 杉崎470-1 |
| 41 | 株式会社 玉川 | 3 | 南隈408 |
| 42 | 玉川慶洙商店 株式会社 | 1 | 古海365-5 |
| 43 | 中国衛材 株式会社 鳥取営業所 | 1 | 叶314-17 |
| 44 | 中国労働金庫 鳥取支店 | 1 | 天神町30-5 |
| 45 | 株式会社 東光園 | 1 | 数津214-2 |
| 46 | 学校法人東部学園 認定こども園 さくら幼稚園 さくら保育園 | 1 | 桜谷347 |
| 47 | 東洋交通施設 株式会社 | 1 | 安長78-7 |
| 48 | 鳥取旭工業 株式会社 | 1 | 雲山360-1 |
| 49 | 鳥取いなば農業協同組合 | 1 | 湖山町東五丁目261 |
| 50 | 一般財団法人 鳥取開発公社 | 3 | 西町二丁目311 |
| 51 | 鳥取瓦斯 株式会社 | 1 | 五反田町6 |
| 52 | 鳥取協同青果 株式会社 | 1 | 南安長二丁目697 |
| 53 | 株式会社 鳥取銀行 | 7 | 永楽温泉町171 |
| 54 | 鳥取空港ビル 株式会社 | 1 | 湖山町西四丁目110-5 |
| 55 | 鳥取県漁業協同組合 | 1 | 賀露町西四丁目1806 |
| 56 | 一般社団法人 鳥取県造園建設業協会 東部支部 | 1 | 永楽温泉町214 JA会館別館1F |
| 57 | 一般社団法人 鳥取県東部建設業協会 | 1 | 南隈908 |
| 58 | 鳥取県東部森林組合 | 1 | 湖山町西一丁目328-2 |
| 59 | 鳥取県農業協同組合中央会 | 1 | 末広温泉町723 |
| 60 | 公益財団法人 鳥取県保健事業団 | 1 | 富安二丁目94-4 |

| | | | |
|----|-----------------------|----|---------------------|
| 61 | 公益財団法人 鳥取市環境事業公社 | 1 | 秋里1031-2 |
| 62 | 一般社団法人 鳥取市観光コンベンション協会 | 1 | 末広温泉町160 日交本通りビル |
| 63 | 鳥取市議会 | 1 | 幸町71 |
| 64 | 公益財団法人 鳥取市公園・スポーツ施設協会 | 1 | 吉成三丁目1番5号 |
| 65 | 鳥取市自治連合会 | 1 | 富安二丁目104-1 |
| 66 | 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 | 1 | 富安二丁目104-2 |
| 67 | 鳥取市役所 | 10 | 幸町71 |
| 68 | 鳥取商工会議所 | 1 | 本町三丁目201 |
| 69 | 鳥取市商店街振興組合連合会 | 1 | 今町二丁目211 |
| 70 | 公益社団法人 鳥取市シルバー人材センター | 1 | 富安二丁目104-1 |
| 71 | 鳥取信用金庫 | 4 | 栄町645 |
| 72 | 鳥取中央青果 株式会社 | 1 | 南安長二丁目697 |
| 73 | 株式会社 鳥取テレトピア | 1 | 安長221番地 |
| 74 | 鳥取日産自動車販売 株式会社 鳥取営業所 | 1 | 桜谷232 |
| 75 | 株式会社 鳥取花市場 | 1 | 南安長二丁目697 |
| 76 | 社会福祉法人 鳥取福祉会 | 1 | 的場二丁目1 |
| 77 | 株式会社 鳥取メカシステム | 1 | 若葉台南七丁目1-31 |
| 78 | 鳥取ヤクルト販売 株式会社 | 1 | 千代水三丁目48 |
| 79 | 株式会社 戸信 | 1 | 緑ヶ丘二丁目667-14 |
| 80 | 株式会社 トリベイ | 1 | 吉方温泉三丁目106 |
| 81 | 株式会社 中井脩 | 1 | 栄町623 |
| 82 | 株式会社 ナショナル会館 | 1 | 永楽温泉町159 |
| 83 | 株式会社 ニシオ | 1 | 戎町410 |
| 84 | 西尾印刷所 | 1 | 二階町1丁目114 |
| 85 | 日段 株式会社 | 1 | 古海531 |
| 86 | 株式会社 日本海自動車学校 | 1 | 湖山町東四丁目55 |
| 87 | 日本海テレビジョン放送 株式会社 | 1 | 田園町四丁目360 |
| 88 | 日本交通 株式会社 | 1 | 雲山219 |
| 89 | 株式会社 庭久松 | 3 | 高住112-2 |
| 90 | 株式会社 人形のはなふさ | 1 | 湖山町東三丁目1 |

| | | | |
|-----|--------------------|---|----------------------------|
| 91 | 株式会社 白兔設計事務所 | 1 | 西町二丁目123 |
| 92 | パナソニック アソシエイツ鳥取(株) | 1 | 晩稲308 |
| 93 | 株式会社 原田建設 | 1 | 数津62-2 |
| 94 | 日ノ丸印刷 株式会社 | 1 | 寿町915 |
| 95 | 日ノ丸産業 株式会社 | 1 | 富安二丁目11 |
| 96 | 日ノ丸自動車 株式会社 | 1 | 古海620 |
| 97 | 株式会社 ファイナル | 1 | 上味野15 |
| 98 | 株式会社 藤原組 | 1 | 千代水一丁目17 |
| 99 | フラワー&ベーカリーH a R u | 1 | 富安二丁目151-1 第3ガーデンハイツ101 |
| 100 | 松永商事 有限会社 | 1 | 瓦町313-1 |
| 101 | マルサンアイ鳥取 株式会社 | 1 | 河原町西円通寺81-1 |
| 102 | 株式会社 丸由 | 2 | 今町二丁目151 |
| 103 | 水野商事 株式会社 | 1 | 吉方町二丁目451 |
| 104 | 美津吉商事 株式会社 鳥取支店 | 1 | 千代水二丁目87 |
| 105 | やまこう建設 株式会社 | 1 | 南隈255 |
| 106 | 山根金属 株式会社 | 1 | 二階町一丁目208-2 |
| 107 | 株式会社 斧谷晴彦商店 | 1 | 緑ヶ丘一丁目10-17 |
| 108 | (株) L I M N O | 1 | 立川町七丁目101 |
| 109 | 株式会社 渡辺造園 | 3 | 吉成南町一丁目25-29 |

一般社団法人 鳥取市緑花協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取市緑花協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の緑化意識の高揚を図るとともに、花とみどりのあふれる明るく
うるおいのある都市環境を創造し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 緑化意識の高揚を図るための研修会、講演会、広報等に関する事業
- (2) 都市の環境緑化のための講習会及び巡回技術指導に関する事業
- (3) 樹木及び草花の育成に関する事業
- (4) 樹木、花の種苗及び球根の配布及びあっせんに関する事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は法人その他の団体であつて、次条
の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。

2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とい
う。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書に総会において別に定める入会金
を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、当該総会において理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の副会長をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によって解任することができる。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められるとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は深澤義彦、副会長は池原範雄、初田勲とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。